

高原町財政健全化計画等の執行状況

●判定結果

【高原町財政健全化計画（普通会計）】

項目	計画最終年度(又は改善額合計)			計画前年度実績(又は補償金免除額)		類型
	目標値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	
① 地方債現在高	5134.0	5794.0	▲ 660.0	8434.0	2,640.0	c
② 実質公債費比率	17.8	13.2	4.6	17.9	4.7	a
③ 職員数	86.0	95.0	▲ 9.0	97.0	2.0	c
④ 改善額	4.0	-1006.0	▲ 1,010.0	1.1	▲ 1,007.1	c
⑤ 公営企業債現在高						
⑥ 累積欠損金比率						
総合判定						c

【高原町公営企業経営健全化計画（水道事業会計）】

項目	計画最終年度(又は改善額合計)			計画前年度実績(又は補償金免除額)		類型
	目標値	実績値	乖離値	実績値	乖離値	
① 地方債現在高						
② 実質公債費比率						
③ 職員数	5.0	5.0	0.0	5.0	0.0	a
④ 改善額	36.0	21.0	▲ 15.0	6.0	15.0	c
⑤ 公営企業債現在高	732.0	987.0	▲ 255.0	682.0	▲ 305.0	c
⑥ 累積欠損金比率						
総合判定						c

注) 各項目の判定結果の類型は以下のとおりです。総合判定は各項目の類型のうち、最も後者（a と d なら d）の判定となります。

(1) 判定結果の類型

- a 平成24 年度、計画最終年度とともに計画目標値達成見込み又は計画最終年度に計画目標値達成
- b 計画最終年度までに計画目標値達成見込み
- c やむを得ない事情による影響を除き、計画最終年度までに計画目標値達成見込み又は計画最終年度に計画目標値達成
- d 計画目標達成は難しいが、計画の承認要件は達成見込み又は計画最終年度に計画の承認要件は達成
- e やむを得ない事情による影響を除き、計画の承認要件は達成見込み又は計画最終年度に承認要件は達成
- f 健全化施策は誠実に実施したが、予定していた効果が見込まれない等により、計画の承認要件を未達成見込み又は計画最終年度に承認要件を未達成
- g 健全化施策を誠実に実行していない

(2) 計画最終年度の執行状況確認結果がd以下の会計における貸付制限

財政融資資金の新規貸付が計画最終年度の執行状況を実施する年度の翌年度から3年間行われない。

ただし、d又はeの会計については、貸付制限猶予計画を提出し、承認を受けた場合には貸付制限の猶予を受けることができる。